

「子どもの安心・安全対策に関する補助制度」の概要

1 送迎用車両への安全装置の設置

(1) 送迎用車両に安全装置の設置が義務付けられる事業所等

児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所

(2) 安全装置の設置が義務付けられる車両

座席が3列以上設置され、かつ、送迎時に日常的に3列以上着席し使用する車両。

ただし、当該車両であっても、障害児を見落としする恐れが少ないと認められる場合(※)を除く。

※全員が後部から乗降するなど乗降の際に死角がなく、見落としの恐れがないと考えられる場合など

(3) 安全装置の補助基準額

車両1台当たり175,000円以内

(4) 補助率

国10/10

(5) 補助対象となる安全装置

国土交通省が令和4年12月20日付けで策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合する装置であり、次の安全装置のリストに掲載されたもの

購入方法や設置経費、納期などは、各メーカー等にお問合せください。

安全装置のリスト（内閣府HP

[送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて | こども家庭庁 \(cfa.go.jp\)](https://www.cfa.go.jp)

2 ICTを活用した子どもの見守りに資する機器等の導入

(1) 補助対象施設

児童発達支援センター、児童発達支援事業所

(2) 補助基準額

1事業所あたり200,000円

(3) 補助率

4/5（国3/5、府1/5） ※事業所負担1/5

3 登降園管理システムの導入

(1) 補助対象施設

児童発達支援センター、児童発達支援事業所

(2) 補助基準額

ア 端末購入を行わない場合 1事業所あたり200,000円

イ 端末購入を行う場合 1事業所当たり700,000円

(3) 補助率

4/5（国3/5、府1/5） ※事業所負担1/5

4 留意事項

- (1) 1～3のいずれも補助対象経費は、装置・機器の購入費（運搬費、設置・据え付け費、工事費を含む。）、導入費であり、通信費などの維持管理費や修理費等は対象外です。
- (2) 安全装置については、国が認めた装置でない場合や令和4年度に設置された場合は、補助の対象外となります。
- (3) 当該補助事業に関する詳細は、京都府障害児安心安全対策事業費補助金交付要綱をご覧ください。